

夜の世界で
はたらく
あなたに



こんなとき、
どうする？

風俗営業の
モヤモヤ
解消ハンドブック



★目次★

- 01 ライバル店に女の子を引き抜かれた！
- 02 お店が決めた「ご利用のルール」、どこまで有効？
- 03 女の子から「写真を消してくれ」と言われた
- 04 有名ブランドの名前をそのまま店名に使った
- 05 女の子の写真を修整するのは詐欺になる？
- 06 常連のお客さんがストーカーになった
- 07 他店の女の子の写真を自店の HP に掲載した
- 08 女の子と業務委託契約を結んでおけば大丈夫？
- 09 女の子がやめる時に違約金を請求しても OK ？
- 10 女の子に貸したお金が返ってこない
- 11 男性スタッフが女の子に手を出した
- 12 女の子が客から本番行為を強要された
- 13 名義を借りて営業しても OK ？
- 14 暴力団にみかじめ料を要求された
- 15 女の子に所得証明を出すのは義務？
- 16 店落ち分を売上として計上しても大丈夫？
- 17 ホテルの入口にいつも長時間停車しています
- 18 性感染症になった女の子が他店で働き始めた

気になるモヤモヤ 01

ライバル店に女の子を 引き抜かれた！



ナンバーワンの女の子を
ライバル店に引き抜かれてしまいました。
おかげで、うちの店の売上はガタ落ちです。
相手の店に損害賠償を請求することは
できないのでしょうか？



★弁護士からのアドバイス

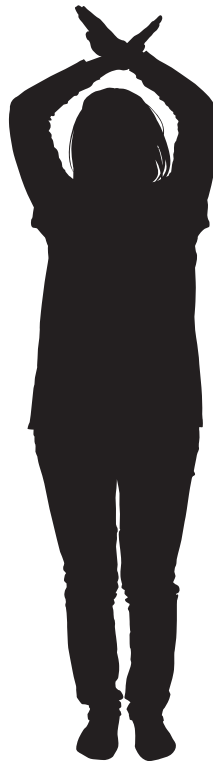
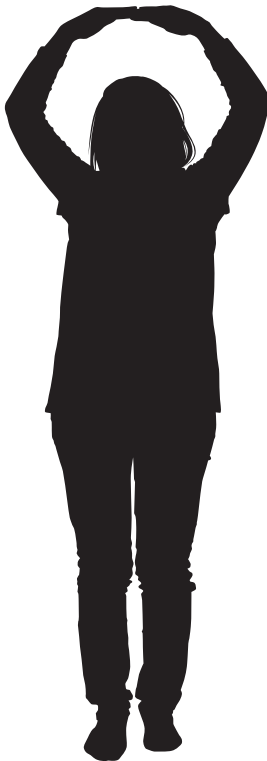
通常の勧誘行為であれば、損害賠償請求は難しい

女の子には職業選択（転職）の自由があります。また企業間の自由競争の原則もあるので、通常の勧誘行為である限り、相手方に損害賠償を請求することは難しいと思われます。ただ、相手のお店が意図的かつ同時期に大勢の女の子を引き抜きした場合、そしてその事実が証拠として残っている場合、損害賠償請求をできる場合があると思われます。現実的には、仮に女の子が他店に勧誘されても「今のお店が好きだから、そちらには移籍しません」と言ってもらえるようなお店をつくるのが大切です。なお、女の子に罰金等を課して強制的に働かせることは、労働基準法や風営法で禁止されているので、くれぐれも注意が必要です。



気になるモヤモヤ 02

お店が決めた「ご利用の ルール」、どこまで有効？



お店のホームページに
「泥酔状態での利用禁止」
「盗撮・本番行為の禁止」「同業者の利用禁止」などの
『ご利用のルール』を記載しています。
これらのルールは、法的にはどこまで
有効なのでしょうか？



★弁護士からのアドバイス

全てが有効になるわけではないので、注意が必要

「泥酔状態での利用禁止」というルールを明記して、実際に酔っ払った男性が店に来た場合にお断りすることは、もちろん可能です。サービス提供中にルール違反が判明した場合、それが本番強要や盗撮などの明らかな違法行為であれば、サービスを中止することは全く問題ありません。ただし、実際に損害が何も無い状態で、「ご利用のルール」で罰金額を定めてあるから、ということだけを根拠にして相手方にその罰金額を請求することは困難だと思われます。過度に高額な罰金額を定めたとしても公序良俗違反になり、無効です。またこちら側の言動次第では、脅迫や恐喝となってしまうことがあるので、注意しましょう。



気になるモヤモヤ 03

女の子から「写真を消してくれ」 と言われた



お店を辞めた女の子から
「サイトの宣伝用バナーに載っている
自分の写真を消してほしい」と言われました。
お店のカメラマンが撮影したものなので
消さなくても大丈夫でしょうか？



★弁護士からのアドバイス

やめた女の子の写真や動画は使わないようにする

女の子の写真について、女の子自身が撮影した写真（ブログやツイッターの写真など）の著作権は女の子自身にあります。一方で、お店側が撮影したもの（プロフィールの写真など）の著作権はお店（カメラマン）にあります。そのため、お店側が撮影したものに関しては、削除依頼を受け付けられないことができると思われるかもしれません。しかし被写体である女の子には肖像権（＝自らの容姿を無断で撮影・公開されないための権利）があります。女の子の意思に反して掲載を続けた場合、女の子の肖像権侵害で損害賠償請求される場合があります。トラブルを避けるためにも、削除依頼には早めに応じ、やめた女の子の写真や動画を使い続けることは控えましょう。



気になるモヤモヤ 04

有名ブランドの名前を そのまま店名に使った



有名なファッションブランドの
屋号をそのまま店名に使っています。
高級感を演出できるし、
相手から訴えられることもないと思うので、
このまま使い続けても大丈夫ですよね？



★弁護士からのアドバイス

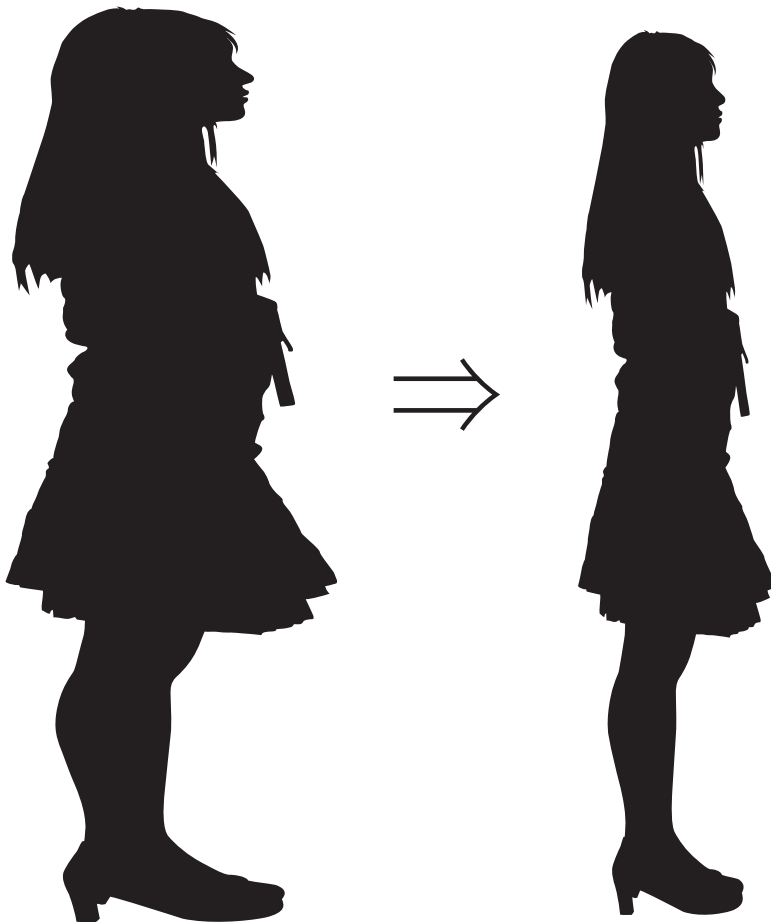
ブランド名や企業名を勝手に使用するのはダメ！

非常に危険です。商標登録されているロゴやブランド名等を無断使用する行為は、商標権侵害になり得ます。また長年の努力によって築き上げられたブランドイメージを不当に利用する違法な不正競争行為（不正競争法違反）となり、店名の使用の中止を求められるだけでなく、損害賠償請求をされることもあります。お店の広告を掲載している情報サイトも共同不法行為を行っているとして、相手方から訴えられてしまう可能性もあります。

既存の企業名やアニメ・テレビ番組などのタイトルをパロディとして用いた屋号も散見されますが、それらをそのまま（あるいは一部を改変して）店名に使用する行為、ロゴのデザインを模倣する行為は絶対にやめましょう。



女の子の写真を修整するのは 詐欺になるの？



身バレを防ぐために
ホームページ上では女の子の年齢や出身地、
スリーサイズは全て変えています。
プロフィールの写真も本人と分からないように
修正しているのですが、これって詐欺に
なってしまうのでしょうか？



★弁護士からのアドバイス

トラブル防止のため、できる限り正しい情報を伝える

写真から受け取るイメージと実際の風貌や雰囲気は多少異なる程度であれば、詐欺とまではならないと思われます。ただし、サービスを提供する前の段階で、「写真と全然違う女の子が来た」とクレームをつけられた場合は、客のキャンセルが正当に認められる場合もあるでしょう。

サービスを提供した後に同様のクレームをつけられた場合、お客さんも実際に女の子に会って、納得した上で料金を支払ったことになるので、お客側が支払った料金の返還を求めることは難しいと考えられます。

しかし、不要なトラブルに発展したり、お店の信用問題にもかかわることでもあるので、できるかぎり正しい情報をお客さんに伝えることが望ましいでしょう。



気になるモヤモヤ 06

常連のお客さんが ストーカーになった



人気のある女の子がストーカーになった
お客にしつこくつきまとわれて、困っています。
接客中に個人情報を教えてしまったようで、
一日何十回もLINE が来るそうです。
自宅の最寄り駅まで後をつけられたこともあり、
どうすればいいのでしょうか？



★弁護士からのアドバイス

証拠を保存した上で、最寄りの警察署に相談

女の子につきまといや待ち伏せ、面会や交際の要求、電話やメールの送信を繰り返す相手に対しては、ストーカー規制法によって警察から警告を与えてもらうことができます。メールや着信記録を保存した上で、最寄りの警察署に相談しましょう。ストーカーに関しては、何よりも予防が大切です。身バレやネット上の誹謗中傷につながる可能性もあるので、お客さんに対しては個人情報を絶対に教えない、という指導を徹底しましょう。お店が女の子とお客さんの店外デートや連絡先交換を黙認・公認している場合、ストーカー事件の発生に関してはお店側にも責任があります。リスクを女の子だけに押し付けず、お店側もきちんと対策を取りましょう。



他店の女の子の写真を 自店のホームページに掲載した



新規のお客様を獲得するために、
他県の風俗店のサイトに掲載されている
写真やツイッター上にアップされている女性の
写真を拾って、自分のお店に在籍している
女の子として掲載しました。
バレたらどうなるのか、少し不安です。



★弁護士からのアドバイス

写真の無断転載はアウト。すぐにやめましょう

他店のサイトや SNS 上の写真を無断転載することは、立派な犯罪＝著作権侵害です。その写真について著作権を持っている人が告訴した場合、あなたは処罰（10 年以下の懲役または 1000 万円以下の罰金）されます。また無断で写真を加工・修正した場合、著作者人格権侵害となり、5 年以下の懲役または 500 万円以下の罰金になります。民事上の損害賠償請求をされる可能性もあります。法律を犯してまで、在籍していない女の子の写真を数多くアップしたとしても、新規顧客の獲得や売り上げの回復には、まずつながらないでしょう。在籍数以前の問題として、経営戦略自体を根本的に見直す必要があります。



気になるモヤモヤ 08

女の子と業務委託契約を 結んでおけば大丈夫？



女の子とは入店時に業務委託契約を結んでおり、契約書も交わしています。ある女の子から「今すぐにお店をやめたい」と言われたので、「今すぐにやめるのであればお店に損害が出るので、契約書に書いてある通り違約金を払ってもらうよ」と説明しました。



★弁護士からのアドバイス

「契約書に書いてあるから」だけでは不十分

業務委託契約は、雇用契約とは異なり、労働基準法が適用されません。しかし、契約書を「業務委託契約書」というタイトルにしているからといって、それだけで労働基準法が適用されなくなるわけではありません。実態が雇用契約だとみなされれば、労働基準法が適用されます。お店が女の子との間で事前に損害賠償（違約金）を定めることや、違約金を勝手に給料から天引きすることは、労基法で禁止されています。また違約金を理由に女の子を無理やり働かせることは絶対にしてはいけません。契約書に違約金の定めをしたからといって、それだけで女の子に損害を請求できるわけでもありません。このことを忘れないようにしましょう。



女の子がやめる時に

違約金を請求してもOK？



「お店をやめたい」という女の子に
「業務委託契約書には『やめるときは
1か月前に申し出ること』と書いてあるので、
今すぐにやめたいのであれば違約金を払ってもらおうよ。
払わなければ、親御さんに連絡するから」と
説明しました。



★弁護士からのアドバイス

「親にばらすぞ」は、脅迫になる危険性あり

民法では、労働期間を定めていない労働契約は「やめる」と申し出てから2週間で終了します。ただしお店と女の子が事前に契約で「1か月前までに申し出ること」と定めていれば有効です。また業務委託契約の場合、契約書に解除できる場合が予め定められていることが多いですので、原則その定めに従います。やめたいという女の子に対して「殺すぞ」「親や職場にばらすぞ」と言うことは、契約内容に関わらず、脅迫や恐喝に該当する場合があります。風営法でも女性に高額な債務を課して働かせることは禁止されています。お店に損害が実際に生じたのであれば、その損害額を女の子に請求する可能性はありますが、違約金の定めを理由に無理やり働かせることはできません。



気になるモヤモヤ 10

女の子に貸したお金が 返ってこない



女の子から「お金を貸してほしい」と頼まれ、
1か月後に返す約束でお金を貸しました。
しかし返済期限を過ぎても、一向に返してくれません。
何度催促しても返してくれる様子はなさそうです。
どうすればいいでしょうか？
給料から天引きしても大丈夫でしょうか？

★弁護士からのアドバイス

給料からの天引きは原則 NG。借用書をきちんと作る

まず、女の子に対して「お金を返す気があるのかないのか」を確認しましょう。「今すぐ返せるかどうか」ではなく、「返す気があるかどうか」です。本人に返す気があるのであれば、貸し付けの事実を証明できる書類を作成した上で返済計画を協議しましょう。本人に返す気が無い場合、借用書が無ければそれ以上返済を迫ることは難しいです。次回以降は借用書をきちんと作成した上で貸しましょう。なお給料からの天引きは原則 NG です。回収を他の業者に代行させることは弁護士法に違反する可能性があります。また浪費の背景にホストやお酒への依存などがある場合、お金を貸しても問題は解決しません。専門の相談機関を紹介しましょう。



気になるモヤモヤ 11

男性スタッフが 女の子に手を出した



お店の男性ドライバーが
女の子に手を出していたことが発覚しました。
採用時には、「女の子に手を出した場合
罰金として 100 万円を支払ってもらう」という内容を
明記した契約書に署名させています。
100 万円を請求できるのでしょうか？



★弁護士からのアドバイス

請求は難しい。社内恋愛を理由にした解雇も難しい

100 万円を請求することは難しいです。「女の子に手を出した場合は罰金 100 万円」といった内容を事前に契約で定めることは、スタッフが労働者（雇用契約）の場合労働基準法に違反します。スタッフが業務委託契約の場合でもその取り決め自体が公序良俗に違反するため無効になる可能性があります。「女の子に手を出した場合罰金 100 万円」というルールは、一定の予防効果はあるかもしれませんが、実際にそうした事件が起こった際には使えない可能性が高いです。スタッフが誰と交際するかは原則自由であり、社内恋愛を理由にした解雇も原則として無効です。ただし、交際によってお店に何らかの損害が発生した場合（そしてそれをお店が立証できる場合）、スタッフ及び女の子に対して損害賠償請求できる可能性はあります。



気になるモヤモヤ 12

女の子が客から

本番行為を強要された



接客中に、女の子が客から
本番行為を強要されました。

加害者の男性に対して、お店からは罰金と慰謝料、
合わせて100万円を請求したいと思うのですが、
問題ないでしょうか？



★弁護士からのアドバイス

お店だけで判断・行動せず、警察と弁護士に相談する

被害を受けたのはあくまで女の子本人なので、お店の損害であるとはただちに言い切れない場合があります。お店が女の子に代わって相手の男性に金銭を請求する行為は、弁護士法違反になる可能性があります。また恐喝として捉えられてしまい、逆にこちらが不利になってしまう場合があります。早い段階で、第三者＝警察と弁護士に連絡しましょう。なお、女の子と男性客の間に同意があれば、強制性交等罪にはなりません。警察に連絡した場合でも、男性客の側が「お互いに同意があった」と反論してくることは十分に考えられます。そのため、警察の取り調べや訴訟に対して、女の子自身が耐えられるか、という問題も出てきます。本番強要に関しては、発生してしまってからでは対応が難しいので、予防に力を入れましょう。



気になるモヤモヤ 13

名義を借りて

営業しても大丈夫？



数年前に知り合いの社長に
今の店を譲ってもらい、その社長の名義で
営業をしています。

自分が店長として営業しており、
社長は店には全く顔を出しません。
法律的に問題は無いのでしょうか？

★弁護士からのアドバイス

デリヘルには、名義貸しに対する規制は無い

デリヘルなどの性風俗関連特殊営業については、キャバクラなどの他の風俗営業とは異なり、名義貸しに対する規制が存在しません。

デリヘルで名義貸し行為が発覚した場合、処罰の対象となるのは、名義を貸した側ではなく、名義を借りて営業していた側と考えられます。なぜなら、借りた側は無届での営業になり、風営法に違反するからです。

そう考えると、届け出を出した人の名前と、実際に営業をしている人の名前は一致していた方が安心です。また当初個人事業主として営業を開始した後に法人化した場合、届け出を再度提出する必要があります。届け出をしないと、法人としては無届営業＝風営法違反になってしまうため注意が必要です。



気になるモヤモヤ 14

暴力団にみかじめ料を 要求された



開業してからずっと、地元の暴力団に
みかじめ料を要求されています。
どのように対応すればいいのでしょうか？
もし支払ってしまったら、お店も
罪に問われるのでしょうか？



★弁護士からのアドバイス

お金を支払ってはいけない。専門窓口相談すべし

みかじめ料とは、暴力団が飲食店や風俗店に対して「相談料」「広告代」などの名目で要求する金銭のことを指します。

お店が暴力団員に金品の支払いや活動の手伝いなどの「利益供与」を行うことは暴力団対策法（暴対法）や暴力団排除条例によって禁じられています。暴力団に用心棒をお願いして、その見返りとして利益供与を行った場合、罰則の対象になります。

名目に関わらず、暴力団に対する利益供与は行ってはいけません。

業界全体として関係を断つことが必要です。各都道府県に設置されている暴力団追放運動推進センターの窓口相談しましょう。



気になるモヤモヤ 15

女の子に所得証明を 出すのは義務？



在籍している女の子には、全員所得証明を出さなければいけないのでしょうか？
また女の子の希望で、お店が女の子の収入額を低く書いて所得証明を出しても大丈夫なのでしょうか？



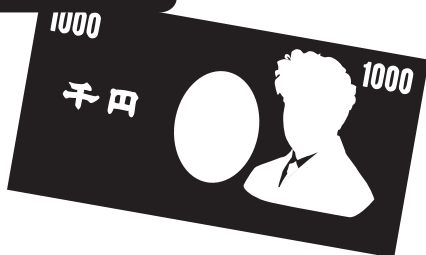
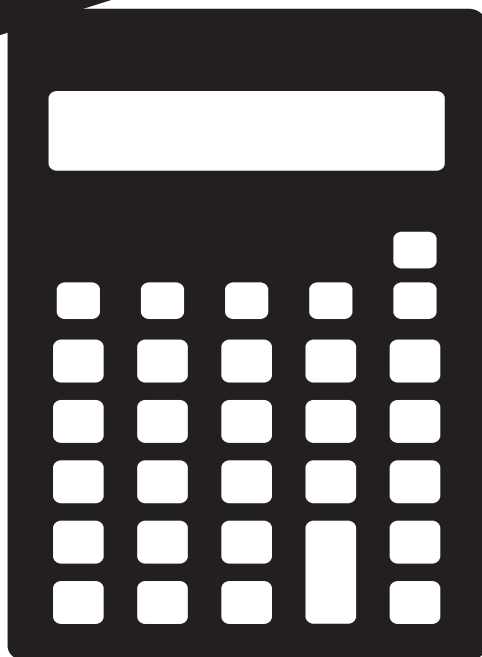
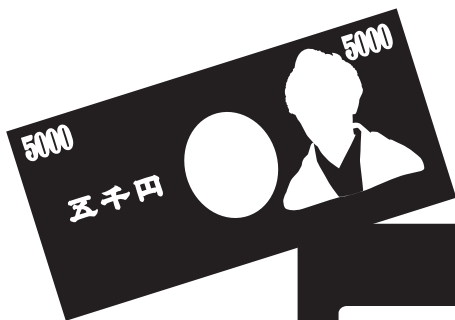
★弁護士からのアドバイス

「給料」か「報酬」かで対応は変わる

在籍している女の子との契約が雇用契約であれば、従業員に対する「給料」、業務委託契約であれば、外注先の個人事業主に対する「報酬」を支払うこととなります。「報酬」になる場合、デリヘルにおける報酬は所得税法204条に該当しないので、源泉所得税を徴収しなくても大丈夫です。所得証明として、給料であれば源泉徴収票、報酬であれば支払調書を発行することとなります。源泉徴収票の発行は義務ですが、支払調書の発行は義務ではありません。そのため給料でない場合は、女の子の側からの要望があった段階で支払調書を発行する形でも問題ありません。また給料なのに源泉徴収をしていない場合、お店が税金を払っていないことになるので要注意です。なお、お店が女の子の収入額を低く書いて所得証明を出すことは、明らかな脱税になります。やめましょう。



店落ち分を売上として 計上しても大丈夫？



お客さんから受け取った料金のうち、
女の子の取り分を引いた額＝「店落ち分」を
売上として計上しています。
記帳方法として、間違っているのでしょうか？



★弁護士からのアドバイス

「店落ち分」を売上として計上するのは間違い

間違っています。無店舗型性風俗特殊営業という届出を出しているのは、あくまでお店です。お店のホームページに載っているお店の電話番号にお客様から電話が来て、お店側に発注があって、お店側の指示で役務提供が発生する。こうした流れから考えると、お客様はお店にお金を払っているのです。店落ち分のみを売上として計上するやり方は間違っています。店落ちを売上として計上した場合、売上を抜いたり水増ししたりさえしなければ、金額自体は変わらないので、利益には影響は出ません。ただ消費税に影響が出る場合があるので、税務署からの指導が入る可能性はあります。



ホテルの入り口にいつも 長時間停車しています

送迎の際に、ホテルの入り口周辺で
いつも長時間停車しています。
ドライバーは乗っているので、注意されたらすぐに
移動できるのですが、問題ないでしょうか？

★弁護士からのアドバイス

悪質な場合は、刑事責任を問われる可能性あり

繁華街などで、ホテルの出入りに長時間停車しているデリヘル車は少なくないですが、シャッターをさえぎるような形で停車をさせていたり、ホテルからの注意や警告に従わないなどの悪質な場合、刑事責任が問われる可能性がないわけではないので、注意が必要です。

建造物侵入（不退去罪）になれば3年以下の懲役または10万円以下の罰金、威力業務妨害罪であれば3年以下の懲役または50万円以下の罰金になります。

またお客様の自宅への派遣で住宅街に長時間停車している場合、不審に思った周囲の住民から通報されることもあるので、くれぐれも注意してください。



性感染症になった女の子が 他店で働き始めた

性感染症になった女の子を休ませたら、
他店で働き始めました。
その女の子が性感染症に罹っていることを
他店に伝えたほうが良いのでしょうか？

★弁護士からのアドバイス

プライバシーの侵害にあたるので、NG

性感染症に罹っているということは、他人には知られたくない個人情報であり、プライバシーに関する情報です。それを第三者に広めることは、プライバシー権の侵害と名誉棄損に当たる可能性があります。

女の子のためを思って休ませたのに、治療しないまま他店で働き始めてしまうというのは確かに納得がいかないことかもしれませんが、感情的になってネットの掲示板に「あの子は性病持ちだ」と書き込むようなことはやめましょう。

個々のお店が定期的に性病検査を促したり、女の子が安心して働ける環境を整えることが先決です。

